

## 道立診療所における医療事故等の公表基準

### 1 目的

道立診療所で発生した医療事故等を公表することにより、診療所運営の透明性を高め、道民の医療に対する信頼を深めると共に、医療における安全管理体制の向上を図るために医療事故等を公表することに関する取扱いを定めるものである。

### 2 医療事故の定義

- 医療事故（アクシデント）  
疾病そのものではなく、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する人身事故一切で、医療行為や管理上の過失の有無を問わない。
- 医療過誤  
医療事故のうち、医療の遂行過程において、医療従事者の故意又は過失があり、患者に被害が発生し、且つ故意・過失と被害との間に因果関係があると認められるもの。
- インシデント（ヒヤリ・ハット）  
患者に被害が発生することはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした出来事を言う。

### 3 医療事故等のレベル基準

レベル	障害の継続性	障害の程度	内 容	
インシデント	レベル0	—	なし	事故が起こりそうな環境に前もって気づいた事例、実施される前に気づいた事例
	レベル1	—	なし	患者への実害がなかった事例 何らかの影響を与えた可能性はあったが、処置や治療を要しなかった事例
医療事故	レベル2 a	一過性	軽度	確認のための検査の必要性が生じた事例 簡単な処置や治療を要した事例（湿布、鎮痛剤の投与など）
	レベル2 b	一過性	中等度	処置や治療を要した事例（皮膚の縫合など）
	レベル3	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した事例（人工呼吸器の装着、入院日数の延長、外来患者の入院など）
	レベル4	永続的	—	永続的な障害や後遺症が残った事例
	レベル5	死 亡	—	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）

### 4 公表基準

各レベルに対応する公表基準は次のとおりとする。

区分	レベル	過 誤 あ り	過 誤 な し	
インシデント	レベル0	一括公表（個々の事例ごとに公表しない） ※1	原則個別公表 ※2	
	レベル1			
医療事故	レベル2 a			概要公表 （事例ごとに概要を公表する 診療所名の公表等はしない）
	レベル2 b			
	レベル3			
	レベル4			
	レベル5			

※1 過誤なしについては、一括公表とするが、社会的意義が大きいと考えられるものについては、医療安全対策の観点から概要を公表する。

※2 個別公表については、患者及び家族の同意を得たうえで公表する。  
なお、自殺については、患者家族に対する配慮から個別公表は行わない。